

山口県立大学附属図書館規程

(昭和 53 年 5 月 31 日 評議会)

(一部改正 平成元年 11 月 8 日 評議会)

(一部改正 平成 6 年 3 月 10 日 評議会)

(一部改正 平成 8 年 3 月 13 日 評議会)

(一部改正 平成 12 年 6 月 14 日 評議会)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 山口県立大学附属図書館(以下「図書館」という。)は、本学の研究及び教育に必要な図書その他の資料(以下「図書類」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを教職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(図書類の範囲)

第 2 条 図書館は、次の図書類を収集し、整理し、及び保存するものとする。

- (1) 基本図書
- (2) 研究及び教養図書
- (3) 特殊な文献及び資料(マイクロフィルム、視聴覚資料及び電子出版物を含む。)
- (4) 新聞、雑誌、その他の逐次刊行物

(開館及び休館)

第 3 条 図書館は、次のとおり開館する。

開 館 日	開 館 時 間
月曜日から金曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

2 図書館は、次の日に休館する。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで(年未年始)
- (5) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が他の休館する日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休館する日以外の日とする。)

3 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

(図書館委員会)

第 4 条 図書館の運営を審議するため、図書館委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長

- (2) 各学科及び各専攻から選出された教員 各1人
- 3 前項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。
- 6 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 8 委員会に関する事務は、図書館において処理する。

第2章 閱 覧

（利用者の範囲）

第5条 図書館の図書類を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（科目等履修生及び研究生並びに委託生を含む。）
- (3) その他館長の許可を受けた者

（館内の秩序維持）

第6条 図書類を館内で閲覧しようとする者は、館内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書類、器具、床、その他設備をき損しないこと。
- (2) 閲覧中の図書類を閲覧室外に持ち出さないこと。
- (3) 館内の静粛、清潔を保つこと。
- (4) 閲覧室内で、飲食、喫煙をしないこと。
- (5) その他閲覧者の妨害となるような行為をしないこと。

（館内閲覧）

第7条 閲覧者は、閲覧の終わった図書類を直ちに元の場所へ返納しなければならない。

（書庫内検索）

第8条 第5条に定める利用者は、図書館職員（以下「職員」という。）に申し出て、書庫に入り図書類を検索することができる。ただし、同条第2号及び第3号に定める者は、館長が必要と認めた場合のみ館長の許可を得て入庫することができる。

第3章 貸 出

（館外貸出カード）

第9条 館長は、図書類の館外貸出のため、教職員に館外貸出カードを交付するものとする。

第10条 館外貸出カードを紛失した者は、館長に再交付願を提出し、再交付を受けることができる。

2 館外貸出カードの交付を受けた者は、館外貸出カードを他人に転貸してはならない。

(貸出手続)

第11条 図書類の館外貸出を受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。

(貸出の冊数及び期間)

第12条 図書類の貸出冊数及び貸出期間は次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、館長は、貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(1)教職員

種別	貸出冊数	貸出期間
図書	20冊以内	3箇月以内
雑誌	3冊	2週間以内

(2)大学院生

種別	貸出冊数	貸出期間
図書	10冊以内	1箇月以内
雑誌	2冊	1週間以内

(3)学部学生及びその他館長の許可を受けた者

種別	貸出冊数	貸出期間
図書	5冊以内	2週間以内
雑誌	1冊	3日間以内

(貸出禁止)

第13条 次に掲げる図書類は、館外外出をしてはならない。

- (1)貴重図書
- (2)参考図書及び大型図書
- (3)新聞
- (4)新着雑誌
- (5)寺内文庫
- (6)その他館長が指定したもの

(転貸禁止)

第14条 館外貸出中の図書類(以下「貸出図書」という。)は、他人に転貸してはならない。

転貸により生じた事故の責めは、当該貸出図書の館外貸出を受けた者が負わなければならない。

(貸出期間の更新)

第15条 図書類の館外貸出を受けた者は、貸出図書を貸出期間を超えて利用しようとするときは、当該貸出図書を持参の上、所定の手続を経た上で、1回に限り、1週間以内の期

間で貸出期間を更新することができる。ただし、当該貸出図書が他の人に予約されている場合は、この限りでない。

(返納)

第 16 条 貸出図書は、返納期日までに返納しなければならない。

2 館長は、返納期日が過ぎても返納しない者に対し、速やかに返納するよう督促するものとし、延滞の場合は遅れた日数だけ貸出を停止するものとする。その事情によっては館外貸出を停止することができる。

第 17 条 貸出図書は、次に掲げる場合には、直ちに返納しなければならない。

(1) 教職員の転退職の場合

(2) 学生の転退学、休学、卒業のとき又は除籍に処せられた場合

第 18 条 館長は、資料点検その他必要があるときは、貸出図書の返納を命じることができる。

2 図書類の館外貸出を受けた者は、前項の規定により貸出図書の返納を命じられたときは、直ちに貸出図書を返納しなければならない。

第 4 章 特別利用

(特別利用)

第 19 条 特別利用(図書館に備え付けられた自動入退館システムを使用しての開館時間以外の時間における図書館の図書類の利用をいう。以下同じ。)をしようとする者は、所定の手続を経なければならない。

(特別利用の時間)

第 20 条 特別利用ができる時間は、次のとおりとする。

特別利用ができる日	特別利用ができる時間
月曜日から金曜日まで(開館日に限る。)	午後 5 時から午後 10 時まで
土曜日(国民の祝日に関する法律に規程する休日、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日を除く。)	午前 9 時から午後 10 時まで

2 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に特別利用を停止し、又は特別利用ができる時間を変更することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、特別利用について必要な事項は、館長が別に定める。

第 5 章 分 置

(分置図書)

第 21 条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書類は、学部の研究室若しくは資料室又は大学院の図書室(以下「研究室等」という。)に分置することができる。

2 分置することができる期間は、原則として、1 年間とする。

3 分置することができる図書類の冊数は、原則として、学部の研究室にあっては1研究室当たり50タイトル70冊以内、学部の資料室又は大学院の図書室にあっては別に定める冊以内とする。

4 第1項の規定により分置した図書類(以下「分置図書」という。)は、研究室等の管理者が責任をもって保管し、利用するものとする。

(分置図書の閲覧)

第22条 分置図書は、教職員又は学生から閲覧の申し出があったときは、研究室等の管理者の許可を得て、支障のない限り分置した研究室等において閲覧させるものとする。

(分置図書の点検)

第23条 館長は、分置図書について随時点検し、保管の方法に関し指示することができる。

第6章 寄贈及び寄託

第24条 図書館は、図書類の寄贈及び寄託を受けることができる。

第25条 寄贈図書類は、本学所蔵の図書類と同一の取扱いとする。

2 寄託図書類は、図書館の蔵書と別に保管し、貸出をしない。

第7章 整理、保管及び除籍

第26条 図書館の保存する図書類は、すべて登録する。

第27条 図書館は、原則として、毎年1回蔵書の点検をする。

2 館長が必要があると認めた図書類は、所定の手続を経て除籍することができる。

第8章 雑 則

第28条 図書類を紛失し、汚損し、又は破損したときは、直ちに係員に届け出るとともに、係員の指示に従い弁償その他の義務を果たさなければならない。

第29条 図書館を利用する者は、この規程及び館長の指示する事項を守らなければならない。

2 館長は、この規程に違反した者に対して、第16条に規定するものを除くほか、図書館の利用を停止することができる。

第30条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 14 日から施行する。